

2-2 農地の管理・活用等に係る諸制度

■農地中間管理事業

農地中間管理事業は、都道府県知事が指定する農地バンク（農地中間管理機構）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です。

担い手の高齢化によって手放したい農地や、所有権はあるが本人が離れた場所で生活しているため耕作を行うことが出来ない人がもつ農地、所有者不明の遊休農地が存在する中で、新規就農者や事業拡大で農地を必要とする人にそれらの土地をマッチングするという目的があります。

<こんな方にオススメ>

所有者	地域	市町村
農地を誰かに使ってほしい方	就農希望者等の担い手に農地を紹介したい地域	就農希望者等の担い手に農地を紹介したい市町村

<根拠となる法令> 農地中間管理事業の推進に関する法律

<制度活用のメリット>

当該制度を活用することで、以下のメリットがあります。

- 話し合いでまとまった一団の農地は、農地バンクを通じることで長期間にわたって安心して、貸し借りすることが可能です。
- 賃料の支払いや契約事務を農地バンクが一括して行うため、事務作業の負担が少ないです。
- 農地バンクを利用し、まとまった農地を集積・集約した地域に対して協力金・奨励金が支払われます。
- 農地バンクに農地を貸している所有者の相続に対しても対応します。

<制度の活用フロー>

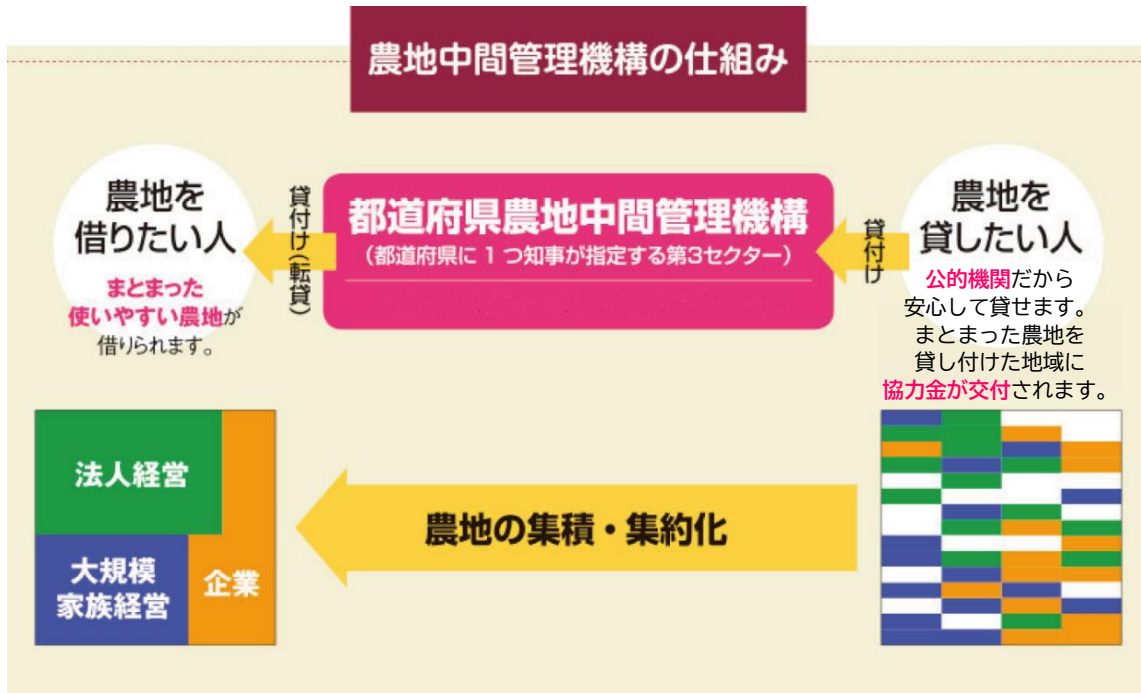
以下の手順に基づき、事業を実施します。

1. 農地集約等を目指した計画の作成
 - ①市町村が、農業の将来のあり方や農業上の利用が行われる区域、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する協議の場を、農業者、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等の関係者を交えて設置する。
 - ②市町村は、協議の内容を公表しその情報を基に地域計画案を作成する。
 - ③②で作成した地域計画案を①の協議の場に参加した関係者に意見を聴取する等を行う。
 - ④市町村は、地域計画を公示する。
2. 借り受け希望者の場合
 - ①借りたい農地のある市町村、農業委員会にその旨を相談する。
 - ②県の認可・公告等を経て農地バンクを通じて貸し付けられる。
3. 農地所有者の場合
 - ①貸したい農地のある市町村、農業委員会にその旨を相談する。
 - ④ 県の認可・公告等を経て農地バンクが借り入れる。

＜農地中間管理機構の役割＞

農地中間管理機構とは、農地の中間的受け皿となり、農地中間管理事業を行う機関として、県から指定を受けた公的機関です。

奈良県では「公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター」が県知事から指定を受けています。



資料：農林水産省 HP「aff2014年8月号 特集1 活用しよう！農地中間管理機構」を編集

■農地中間管理事業の事例

▶事例紹介 P. 2-30 基礎自治体が主導する農地バンクの取組

◇国の事業を紹介したものであり、地域の状況により事業実施の可否や要件等も異なることから、事業実施を検討する場合は、事前に担当課（農林（農業）振興事務所）に相談してください。

■所有者不明農地の公示制度

所有者不明農地の公示制度は、農地の所有者の調査を行い、所有者または共有地での過半の持分を有する者を特定することができない場合にその旨を公示することができる制度です。

公示を行い、一定期間の内に申し出がない場合は都道府県知事の裁定によって農地中間管理機構に利用権を設定することが出来るようになるため、行政機関が所有者不明農地に対して対策の範囲を広げるという目的があります。

<こんな方にオススメ>

所有者	地域	市町村
—	就農希望者等の担い手に農地を紹介したい地域	就農希望者等の担い手に農地を紹介したい地域

<根拠となる法令> 農地法

<制度活用のメリット>

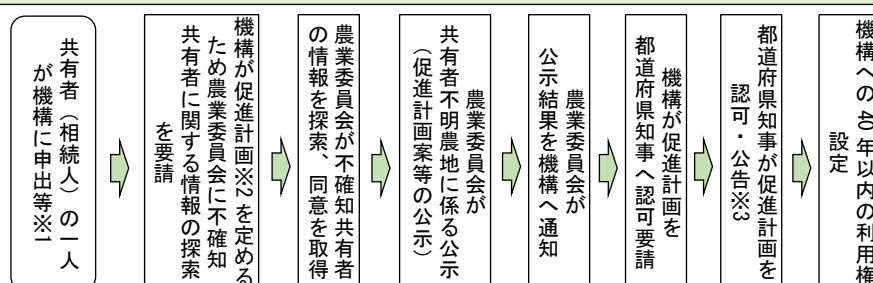
当該制度を活用することで、以下のメリットがあります。

- 行政機関が、所有者不明農地に対して利活用のための手続きを行えるようになります。
- 農地中間管理機構に所有者不明農地が集まることで、農地を必要とする人に貸し付けることで利活用が進みます。

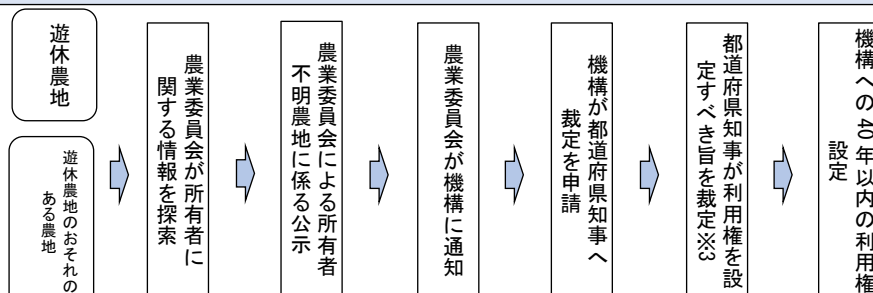
<制度の活用フロー>

以下のフローにより、手続きを進めます。

○共有者（相続人）の一人が管理をしている場合、相続人が一人でも判明している場合の手続き（農地バンク法）



○共有者が誰も分からない場合、共有者の中で貸付けに反対者がいる場合の手続き（農地法）



注) 探索範囲は配偶者・子等に限定

※1「申出等」には、担い手が機構への相談、相続人の1人が市町村・農業委員会への相談が含まれる。

※2本資料では、「農用地利用集積等促進計画」を「促進計画」と記載する。

※3市町村長に権限移譲している場合は、そのように読み替える。

資料：農林水産省「所有者不明農地（相続未登記農地）の活用について 事務マニュアル」（平成5年12月5日改訂版）を編集

◇国の事業を紹介したものであり、地域の状況により事業実施の可否や要件等も異なることから、事業実施を検討する場合は、事前に担当課（農林（農業）振興事務所）に相談してください。

■農山漁村振興交付金 -最適土地利用総合対策-

最適土地利用総合対策は、中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援する制度です。

この制度の背景には、今後の農地に関する計画に悩む市町村、自身では管理することが難しくなった農地所有者、耕作放棄地による景観の悪化を懸念する地域住民、それを解消したい農業者など、農地に対してそれぞれの視点で課題を感じている人が増えているという実態があります。

<こんな方にオススメ>

所有者	地域	市町村
—	農業を通じ活性化を図りたい地域	農業を通じ集落等の活性化を図りたい市町村

<制度活用のメリット>

当該制度を活用することで、以下のメリットがあります。

- 土地利用構想作成のためにかかる費用のソフト・ハードの両面において支援を受けることが出来るため、実証的な取組を行うことが出来ます。
- 農用地の活用法の技術や知識をもった専門家を派遣する人件費の支援もあるため、より効果的な取組につながります。

<制度の活用フロー>

以下の流れで、事業を実施します。

- ① 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、法面の芝生化や放牧といった実証的な取組を実施。
- ② 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施。



資料：農林水産省「最適土地利用のための総合対策（農山漁村振興交付金）」（令和5年）

◇国の事業を紹介したものであり、地域の状況により事業実施の可否や要件等も異なることから、事業実施を検討する場合は、事前に担当課（農林（農業）振興事務所）に相談してください。

■多面的機能支払制度

多面的機能支払制度は、複数の農業者が利用する水路・農道等の管理を地域で支える共同活動と、農地、水路、農道等の地域資源の質の向上を図る共同活動の2つに対して支払われる交付金制度です。

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。このような背景があり、集落機能の保全と発揮を目的として制度が創設されました。

<こんな方にオススメ>

所有者	地域	市町村
—	耕作放棄地等の解消や農地保全に取り組みたい地域	地域とともに耕作放棄地等の解消や農地保全に取り組みたい市町村

<制度活用のメリット>

当該制度を活用することで、以下のメリットがあります。

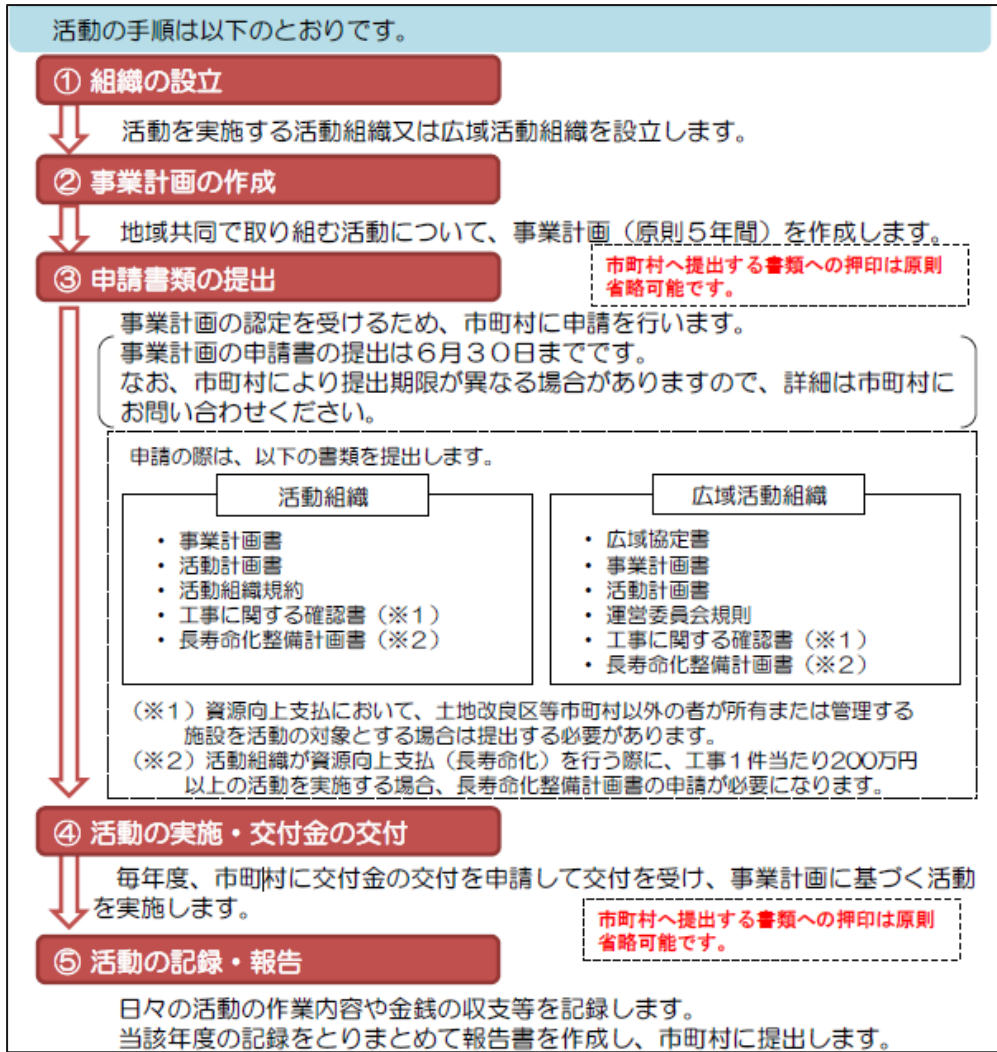
- 水路の泥上げや農道の路面維持、水路のひび割れの補修など、多くの農業者にとって重要な設備を補修・質的向上でき、地域一帯で農業生産の効率化を図れます。

<制度の活用フロー>

以下の流れで、事業を実施します。

この交付金は農地維持支払交付金、資源向上支払交付金の2つに分けられ、共通の手順をとります。

- ①多面的機能支払交付金を活用した取組を行うために、活動組織、または広域活動組織のいずれを設立する。
- ②組織設立時に設立総会を行い、規約案、代表・役員・構成員案、事業計画案等の組織に関わる事項について合意形成を図る。
- ③地域共同で取り組む活動について、原則5年間の事業計画を作成する。
- ④事業計画の申請書の提出期限である6月30日までに市町村に申請を行う。
- ⑤毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施する。
※市町村によって提出期限が異なる場合がある
- ⑥日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録し、当該年度の記録を取りまとめて報告書を作成し、市町村に提出する。



資料：農林水産省「多面的機能支払交付金のあらまし」（令和5年）

◇国の事業を紹介したものであり、地域の状況により事業実施の可否や要件等も異なることから、事業実施を検討する場合は、事前に担当課（農林（農業）振興事務所）に相談してください。

■中山間地域等直接支払制度

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

農業生産条件の不利な中山間地域等において、担い手の高齢化や主な農地が急傾斜の棚田の地域など農用地だけでなく集落を維持することが難しい地域が増加しており、労働力の確保や集落戦略の作成が必要になっているという背景があります。

<こんな方にオススメ>

所有者	地域	市町村
—	耕作放棄地等の解消や農地保全に取り組みたい地域	地域とともに耕作放棄地等の解消や農地保全に取り組みたい市町村

<制度活用のメリット>

当該制度を活用することで、以下のメリットがあります。

- 活動計画にあたる集落戦略が、農用地の保全だけでなく集落の存続に関わる計画について作成できるため幅広い活動を実施できます。
- 交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できるため、集落全体の保全に取り組むことができます。
- 法律に基づいて実施している制度のため、安定した交付金を受け取ることができます。

<制度の活用フロー>

以下の流れで、事業を実施します。

- ①集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成する。
 - ②作成した協定を市町村に提出し、市町村長が認定する。
 - ③協定に基づき、活動を実施する。
 - ④市町村が活動の実施状況を確認する。
 - ⑤市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて交付金が支払われる。
- ※活動の実施が確実であると見込まれる集落には、交付金の早期交付を受けることが出来る。



資料：農林水産省「中山間地域等直接支払制度令和4年度版」

◇国の事業を紹介したものであり、地域の状況により事業実施の可否や要件等も異なることから、事業実施を検討する場合は、事前に担当課（農林（農業）振興事務所）に相談してください。

■農地耕作条件改善事業

農地耕作条件改善事業は、農地中間管理機構等による担い手への農地集約を推進するとともに意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるため、地域のニーズに沿ったきめ細やかな基盤整備や、高収益作物への転換、病虫害対策、スマート農業などの先進的な取組、粗放的農地利用整備等に対し、ハードとソフトを組み合わせる支援する制度です。

<こんな方にオススメ>

所有者	地域	市町村
—	農業を通じ活性化を図りたい地域	農業を通じ集落等の活性化を図りたい市町村

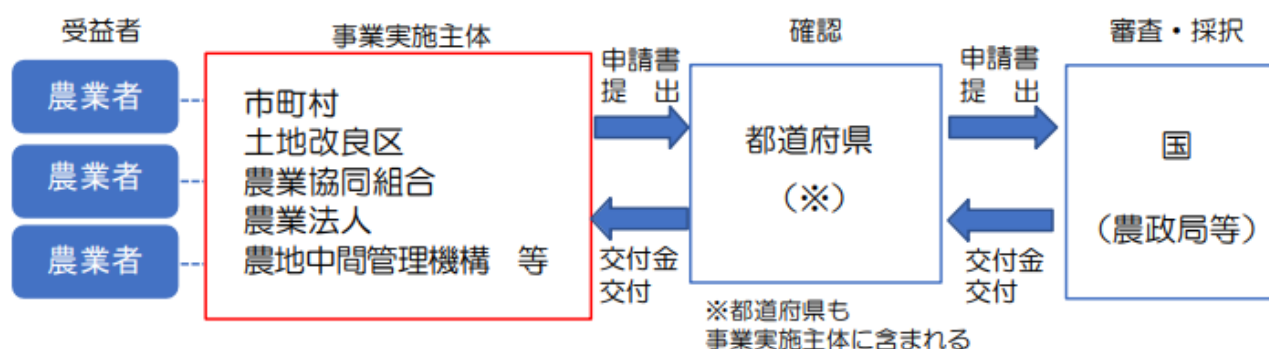
<制度活用のメリット>

当該制度を活用することで、以下のメリットがあります。

- 多くの支援メニューがあり、自力施工や小さな農地の事業者も活用できます。
- 農地集積や生産効率の向上につながり、地域の農業の活性化が期待されます。
- 地域の話し合いのもと、営農に力を入れる農地だけでなく粗放的な利用をする農地に対する支援メニューもあり、無理なく農地を保全できます。

<制度の活用フロー>

以下の手続に基づき、交付を行います。



資料：農村振興局「農地耕作条件改善事業の概要令和5年度版」

<事業の対象区域・事業主体等>

以下の実施要件を満たす必要があります。

- 対象区域：農地中間管理事業を重点的に実施する区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- 事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- 対象事業：事業費200万円以上、農業者2戸以上、事業実施期間は最大5年（ハードは最大3年）
- ※使用する型の目標に沿った計画策定などが必要です。

<対象活動と支援内容>

以下に示す型に沿った要件、支援メニューがあります。

助成額は支援メニューごとに設定されています。

種類	概要
地域内農地集積型	<ul style="list-style-type: none"> ●区画拡大や暗渠排水、農業用排水路、農作業道の更新等の基盤整備を面積要件なく支援（地域計画策定区域の農地対象） ●基盤整備と一体的に作物の品質向上、維持管理の省力化等の支援
高収益作物転換型	<ul style="list-style-type: none"> ●基盤整備と合わせて高収益作物の導入にチャレンジする地区を対象に、導入に向けた技術研修や、1年目の種子代・肥料代など、高収益作物導入に必要な経費を支援
スマート農業導入推進型	<ul style="list-style-type: none"> ●スマート農業に適した基盤整備が行われた農地を対象に、GNSS基地局の設置、トラクターの自動操舵等、スマート農業の導入を支援
病虫害対策型	<ul style="list-style-type: none"> ●病虫害発生予察情報にて警報、注意報、特殊報が発表された地域を対象に、病虫害の発生予防・まん延防止を図るための土層改良、排水対策等を支援
水田貯留機能向上型	<ul style="list-style-type: none"> ●水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援
土地利用調整型	<ul style="list-style-type: none"> ●多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援

◇国の事業を紹介したものであり、地域の状況により事業実施の可否や要件等も異なることから、事業実施を検討する場合は、事前に担当課（農林（農業）振興事務所）に相談してください。

■中山間地域農業農村総合整備事業

農地耕作条件改善事業は、中山間地域において、農地、農業水利施設、農道等の生産基盤の総合的な整備と生産・販売施設等の整備を一体的に実施する制度です。

中山間地域は、人口現状や高齢化が平地より進行し深刻な状況にある一方で、農地面積や農業面積や農業生産額は全体の4割を占めています。中山間地域の中には土地利用型農業を行う地域もあれば、地域の特色を活かした営農を行う地域もあり、そのような地域において、持続可能で魅力のある農業・農村を創造していく必要があるという考え方が背景にあります。

<こんな方にオススメ>

所有者	地域	市町村
—	農業を通じ活性化を図りたい地域	農業を通じ集落等の活性化を図りたい市町村

<制度活用のメリット>

当該制度を活用することで、以下のメリットがあります。

- 高収益作物の導入拡大や農産物の高付加活化等による農業者の所得確保が図れます。
- 耕作の維持が難しい農地や老朽化した水利施設等の生産基盤の保全・再編利用ができます。
- 地域の特色ある農業の展開を基軸とした地域活性化の取組による新たな就業機会の創出が期待できます。

<制度の活用フロー>

以下の流れで、事業を行います。

- ① 市町村や県を交え地域住民との合意形成を図り、中山間地域農業農村総合整備事業計画の概要を作成する（1～2年程度の時間を要する）
 - ② 中山間地域農業農村総合整備事業計画を作成
 - ③ 国へ事業申請・事業の認可
 - ④ 事業の採択後、詳細設計のち工事施工を実施
- ※工事内容により受益者負担金が必要となります（事業費の13%程度）。

<事業の対象区域・事業主体等>

以下の採択要件を満たすがあります。

事業主体：都道府県、市町村、協議会（農村振興環境整備事業の一部メニューに限る）
対象地域：5法指定地域（過疎、山村、離島、半島、特定農山村）または指定棚田地域
対象地区：農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の精算基盤の保全・再編利用に取り組む地区
受益面積：農業生産基盤整備2工種以上の合計で10ha以上

<対象活動と支援内容>

以下に示す型に沿った要件、支援メニューがあります。

種類	概要
① 農業生産基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none">●所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水●国土保全のための農用地保全施設●農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等
② 農村振興環境整備事業 (①に付随して実施)	<ul style="list-style-type: none">●農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設●高収益作物の導入に必要な農業施設●新規就農者の滞在や農泊にも利用可能な施設●地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源活用推進施設 等

◇国の事業を紹介したものであり、地域の状況により事業実施の可否や要件等も異なることから、事業実施を検討する場合は、事前に担当課（農林（農業）振興事務所）に相談してください。

『地域管理構想』

国土交通省は、令和3年6月に、国土利用計画で示された方針に基づいて検討を進めてきた、人口減少下の適切な国土管理の在り方を示す「国土の管理構想」を、とりまとめました。「国土の管理構想」に基づき、今後、都道府県、市町村、地域の各レベルにおける取組を推進することとし、各レベルにおいて、目指すべき将来像と土地の管理の在り方を示す管理構想を策定する予定です。

「地域管理構想」は、地域レベルの管理構想であり、住民自ら、地域の現状把握及び将来予測を前提とした地域の将来像を描き、土地の管理のあり方を地域管理構想図として地図化するとともに、管理主体や管理手法を明確にした行動計画を示します。

■農業競争力強化農地整備事業

農業競争力強化農地整備事業は、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化等を推進し、もって、豊かで競争力ある農業の実現に資するため、農地の大区画化・汎用化を行う事業に対し、補助を行う制度です。

<こんな方にオススメ>

所有者	地域	市町村
—	—	農業を通じ集落等の活性化を図りたい市町村

<制度活用のメリット>

当該制度を活用することで、以下のメリットがあります。

- 地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

<事業概要>

事業の種類	事業の内容
1 農地整備事業	農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業
2 実施計画等策定事業	1の農地整備事業その他農村振興局長等が別に定める事業に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等を行う事業
3 草地畜産基盤整備事業	畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備及びこれに関連する事業
4 農村環境計画策定事業	1の農地整備事業その他農村振興局長等が別に定める事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う事業
5 農業基盤整備促進事業	水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな基盤整備事業

<活用イメージ>



(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地

資料：近畿農政局「農業競争力強化基盤整備事業のうち農業競争力強化農地整備事業<公共>」

◇国の事業を紹介したものであり、地域の状況により事業実施の可否や要件等も異なることから、事業実施を検討する場合は、事前に担当課（農林（農業）振興事務所）に相談してください。

■なら農地有効活用地域ゾーニング推進事業

なら農地有効活用地域ゾーニング推進事業は、なら農地有効活用地域ゾーニング推進事業は、農地集積を阻害する荒廃農地について農地中間管理事業を活用し、荒廃農地を再生し重要な地域資源である農地の有効利用を実施する担い手等の農業者に対し（公財）なら担い手・農地サポートセンター（以下、センター）を通じて、その活動を支援する制度です。

<こんな方にオススメ>

所有者	地域	市町村
再生利用が可能な荒廃農地の所有者	—	荒廃農地を再生し、農地の有効利用を図りたい市町村

<制度活用のメリット>

当該制度を活用することで、以下のメリットがあります。

- 遊休農地（荒廃農地）再生等にかかる費用の一部に補助金を充てることができます。
- 遊休農地（荒廃農地）の再生や農地の集積化を促進することが期待されます。

<制度の活用フロー>

以下の手続に基づき、事業を実施します。

- ①センターに補助金交付申請書を提出
- ②センターにおいて申請書類を審査し、補助対象事業の適否を決定し、申請者に通知

<事業の対象農地>

次の要件をすべて満たす農地

- ①市町村が行う「遊休農地（荒廃農地）の発生・解消状況に関する調査」で荒廃農地と判断された農地のうち再生利用が可能な荒廃農地。
- ②センターが農地中間管理権を設定する農地（農地中間管理権を設定することが確実と見込まれる農地を含む。）であって、生産性の高い野菜等（経営所得安定対策等実施要綱の戦略作物助成の要件を満たす戦略作物又は産地交付金による助成内容の設定により産地交付金の対象と設定された作物。又はリーディング品目支援事業の対象品目になっている作物）を導入する場合に限る。

<事業の対象者>

次の要件を満たす者

耕作放棄地を再生し、農地を集積する取組を行う農業者又は農業者等の組織する団体

<補助対象事業、補助対象経費及び補助額>

補助対象事業等は下表のとおり。ただし、「2. 耕作放棄地再生に付帯して行う補完整備」のみを実施することができない。

事業の種類	事業の内容	補助対象経費	補助額
1. 耕作放棄地再生	①障害物除去、②深耕、③整地、④その他耕作放棄地再生のために必要な作業	工事費 機械器具費 換地費 使用料及び賃借料 労務費	事業費の1/2以内

2. 耕作放棄地再生に付帯して行う補完整備	1. に付帯して行う次の取組 ①農業用排水施設、②農道、③暗きょ排水、④客土、⑤区画整理、⑥農用地保全、⑦基盤整備用機械借上げ		事業費の1/2以内で1a当たり5万円を上限
-----------------------	---	--	-----------------------

『地域計画』

地域計画とは、地域内の話し合いを通じて、「10年後の地域農業の目指すべき姿」「目指すべき姿を実現するために必要な取組」等を明らかにし、それらを計画にとりまとめたものです。地域計画を策定することで、農地の集約化等に向けた取組が加速化することが期待され、地区計画の区域や目標地区に位置づけられた経営体には、様々な支援措置が講じられます。

令和5年10月には、大和郡山市上三橋地区において、県内で初めて、地域計画が策定されました。



▲上三橋地区における協議の様子

出典：奈良県報道資料「奈良県初の地域計画が大和郡山市上三橋地区で策定されました」